平成２６年（フ）第８１４号
神奈川県鎌倉市梶原４丁目２番４―１号
債務者　吉田　純子
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月13日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３１号
石川県能美市大浜町マ151番地１
債務者　伊藤　文孝
1　決定年月日時　平成26年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月４日午後１時30分
金沢地方裁判所小松支部

平成２６年（フ）第１４号
長野県小諸市大字加増836番地10
債務者　倉根　高明
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月19日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２６年（フ）第７０号
長崎県佐世保市黒髪町53番３号、前住所長崎県佐世保市もみじが丘町９番地５
債務者　田尻　憲章
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月15日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第７１号
長崎県佐世保市黒髪町53番３号、前住所長崎県佐世保市もみじが丘町９番地５
債務者　田尻ひとみ
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月15日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第７２号
長崎県佐世保市高梨町20番７号　コーポカオル201号、前住所長崎県佐世保市俵町26番７号　ヒロックス、アイ207号室
債務者　吉良　弥生
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月15日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第７７号
長崎県北松浦郡佐々町羽須和免61番地８　図池団地５棟１号
債務者　榮岩　好男
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月15日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第２６号
栃木県大田原市新富町２丁目４番18号　光ハイツ３―Ｂ号、前住所栃木県栃木市箱森町30番29号　ユーミー・Ｒｉｓａ205
債務者　寺内奈緒美（旧姓藤田）
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月21日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２６年（フ）第１１１号
愛知県豊川市金塚町１丁目74番地　中条住宅４棟305号
債務者　村上　小枝
1　決定年月日時　平成26年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月22日午前10時40分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第８３８号
横浜市神奈川区入江１丁目34番29号　クローバーハウス302号
債務者　秋元里江子
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１４号
熊本県菊池市隈府100番地　セントラルハイツ210号
債務者　山口　初美
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月２日午前11時
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２５年（フ）第６６８号
静岡市駿河区石田３丁目13番20―101号
債務者　松野　良洋
1　決定年月日時　平成26年６月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月９日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２１１号
静岡市清水区長崎南町３番１号　横浜村参番館208号
債務者　小川　記鉄
1　決定年月日時　平成26年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第１４５号
さいたま市見沼区大字南中野3019番地９
破産者　平賀　善徳
1　決定年月日　平成26年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１８２号
奈良県大和高田市三和町13番43号
破産者　松村　　薫
1　決定年月日　平成26年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係